

教育委員会からの諮問に関する今後の協議について

諮問事項

「羽村市における社会教育施設の在り方について」

- (1) 魅力ある社会教育施設の運営について
- (2) 市民の利用促進について
- (3) 社会教育施設の相互連携について

1 協議対象とする施設について

【確定】 ゆとりぎ、図書館、郷土博物館、スポーツセンター

【検討】 スイミングセンター、弓道場、グラウンド、児童館、学童クラブ 他…

※主要4施設については検討を実施するが、その他の施設についてはどのように取り扱うか？

2 協議の方法について

協議の流れ【案】

(1) 施設訪問

↓

(2) 施設ごとの協議事項の検討（諮問事項(1)・(2)の協議）

↓

(3) 全体での協議（諮問事項(3)及び総括部分の協議）

↓

(4) まとめ

※施設ごとに担当を決めるのか、全員で取り組むのか？

3 協議スケジュールについて

【案】

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設訪問 (ゆとりぎ)	施設訪問 (図書館)	施設訪問 (スポセン)	施設訪問 (郷土博物館)	社会教育関係団体補助金審査		内容協議	内容協議	まとめ協議		まとめ協議		答申